



～快適に安心して暮らすことのできる地域社会を目指して～

# 自治公民館活動（自治会活動） 支部長必携ハンドブック



三 股 町

三股町自治公民館連絡協議会



(町公式 HP はコチラ)

## はじめに

安心・安全・快適に暮らせるまちをつくるため、自治公民館が果たしている役割は非常に大きなものです。自治公民館の活動は、子育てや高齢者の見守り、防犯・防災などの対応から、住民の皆さんの親睦を深めるための行事開催まで、地域での町民生活全般にわたっています。

一方で、住民の自治意識やコミュニティへの帰属意識が希薄化しているといわれる昨今、自治公民館を取り巻く状況は、決して楽観できるものではありません。

しかし、そこに暮らす人のために住み良いまちをつくることは、いつの時代にも変わるものではなく、町民、事業者及び町の共通の願いです。

そこで、令和8年3月、自治公民館活動の役割や必要性・重要性を再認識し、町民、自治公民館、事業者及び町、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下に協働することなどを定めた「三股町自治公民館加入促進条例」を定めました。また、最前線で奮闘する支部長をはじめとする役員の皆さんが、組織の運営や活動について知りたいときに、少しでもお役に立てたらと、本ハンドブックを作成したものです。

今回の、条例制定やハンドブックを作成するに当たっては、南九州大学の植村准教授をはじめ検討委員会の皆様には、多大なご協力をいただきました。この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

このハンドブックが、今後の皆さんの活動の一助となれば、幸いです。

令和8年4月

三股町 町長 木佐貫 辰生  
三股町自治公民館連絡協議会 会長 嶋田 松夫

## 目 次

1. 自治公民館活動(自治会活動)の再認識 .....	P1
(1)「今こそ語ろう！」自治公民館活動(自治会活動)の必要性・重要性	
(2)「今こそ考えよう！」自治公民館活動(自治会活動)がなくなったらどうなるのか	
(3)そもそも自治公民館って何？地区公民館(地区分館)と自治公民館の違いは？	
2. 自治公民館の加入状況 .....	P5
(1)加入率の現状と推移	
(2)加入率低下の要因	
(3)加入しない主な理由	
3. 加入の呼びかけの進め方(例).....	P9
(1)呼びかけの手順	
(2)訪問手順	
(3)集合住宅居住者への加入呼びかけ	
(4)学生・短期居住単身者への加入呼びかけ	
(5)事業者に対する働きかけ	
4. 一般的な想定質問とその回答例.....	P10
5. 加入促進の取り組み.....	P16
6. 資料集.....	P18



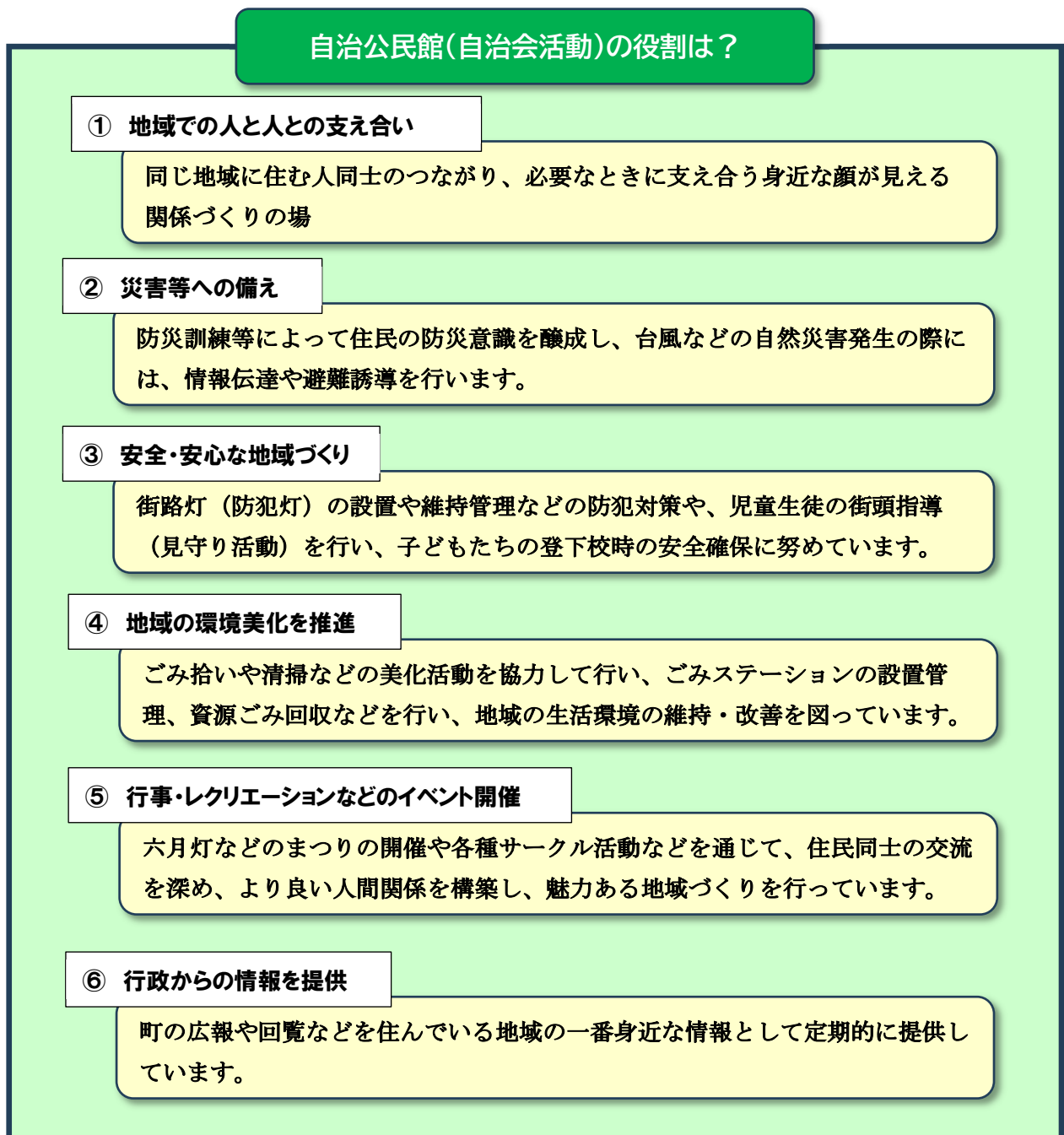
## 1. 自治公民館活動(自治会活動)の再認識

### (1)「今こそ語ろう！」自治公民館活動(自治会活動)の必要性・重要性

自治公民館活動(自治会活動)は、同じ地域に住む人たちが、お互いに助け合い、支え合い、親睦を深めながら住みよいまちづくりを目指して活動する住民の皆さんに一番身近な自治組織です。

「いざ、という時に、あなたの周りに助け合える人はいますか?」、町が転入・転居者に対して配布しているパンフレットにあることばです。

地域の皆さんに加入を呼びかける際には、以下の自治公民館活動(自治会活動)の役割に基づいた必要性・重要性をしっかりと語り、伝えていくことが重要です。



## (2) 「今こそ考えよう！」自治公民館活動（自治会活動）がなくなったらどうなるのか

自治公民館活動（自治会活動）をするメリットがわからないし、自分が脱退したところで何も変わらない。広報誌も回覧も、スマホがあれば見られるし、自治公民館自体、無くてもいいんじゃないか、とお考えの方もいらっしゃるかもしれません。

では、地域に自治公民館活動（自治会活動）がなくなってしまうたら、どのようなことが起こるのか、考えてみたいと思います。

### ① 地域の防災・防犯力は大丈夫？

- ・地震や大雨などの災害の時、助け合える「顔の見える関係」がなくなるため、自分で自分を守ることができないときは、役場や消防に頼らないといけなくなるよ。大きな災害などでは、役場や消防がすぐに来てくれるか、わからないね。
- ・そもそも地域の消防団がなくなってしまうたら、救助してもらえないこともできないね。火事や災害の際は、誰が守ってくれるんだろう。
- ・ご近所づきあいがなくなると、知らない人が地域を徘徊していても不審者とは気づきませんね。空き巣などへの防犯力は、下がってしまうよ。公民館（支部）で管理している地域の防犯灯は、電気代も払えなくなり、電球交換もできなくなるね。



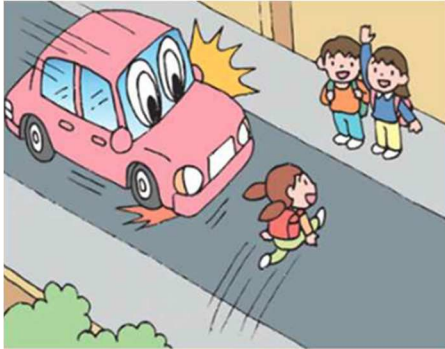
### ② ごみステーションは誰が管理するの？

- ・公民館（支部）で設置しているごみステーションは、自分たちでお金を出し合いステーションを管理しないとイケないね。定期的な掃除や、修繕も自分たちでしないとイケないんだね。



### ③ 地域の子どもや高齢者の見守りは大丈夫？

- ・毎朝、通学路で黄色の旗をもって、子どもの見守りをしてくれていた方は、いなくなってしまうね。車の事故や、不審者などから地域の子どもが守れなくなるんじゃないかな。
- ・今まで、地域の困りごとなどの相談を受けてくださっていた民生委員・児童委員は、いなくなってしまうね。そうすると、高齢者の一人暮らしの見守りは、大丈夫かな。元気な高齢者の居場所である高齢者サロンも、自治公民館から活動資金をもらって活動しているところが多いと聞くよ。



### ④ 行政との橋渡しがなくなるけど大丈夫？

- ・月に1回、まわってくる回覧や広報誌はもう届かないの？  
スマホで見られる人はいいいけど、見られない人は、どうすればいいんだろう？健康診断や、税の申告など大事な情報もたくさんあるよ。
- ・地区座談会もなくなっちゃうのかな。困りごとは、どこに言ったらいいんだろう？



### ⑤ 地域のイベントや清掃はしなくていいの？

- ・以前は、夏には六月灯があって顔を合わせていたけど、敬老会もなくなるのかな。
- ・町内一斉清掃の日は、自分の家の周りだけはきれいにして、公民館の周りや地域内の空き缶などのごみ拾いはしなくていいから、楽だけど、それでいいのかな？



5つの起こり得る想定をあげてみました。これ以外にも何か困ることがあるかもしれません。

自分や家族の<sup>しあわせ</sup>幸福を考えると、周りの人も<sup>しあわせ</sup>幸福であってほしいと思うのは自然なことで、自分の住んでいる地域を安心・安全に保つのは、誰か別の地域の人ではなく、この地域に住む私たちである、ということを忘れないことが大事なのではないでしょうか。

### (3) そもそも自治公民館って何？地区公民館（地区分館）と自治公民館の違いは？

#### 自治公民館って何？

本町では、昭和 39 年から「住民自治活動」と「社会教育活動」という目的の異なる活動が、9つの地区公民館で行われてきました。

しかし、範囲が広すぎるなどの問題を抱えていたことから、平成 4 年、集落を単位とした 29 の自治公民館へ再編されました。（平成 9 年から 30 自治公民館へ）

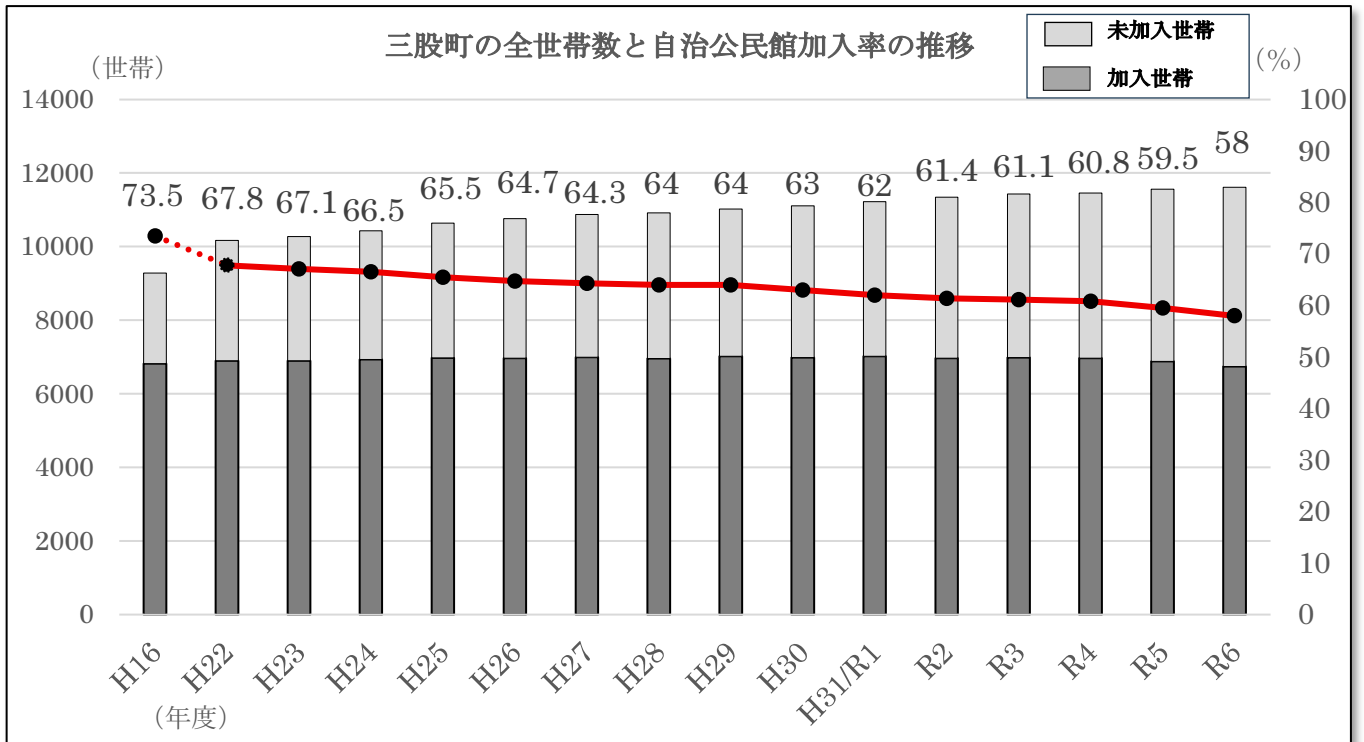
このことにより、「住民自治は身近な 30 の自治公民館で、社会教育は中央公民館（各地区分館）で」という区分が明確となりました。

区 分	住民自治活動	社会教育活動
活動主体	自治公民館	中央公民館(各地区分館)
目 的	地域の生活支援・親睦・安全	地域教育・文化の推進
性 格	自主的共同管理組織	教育機関(教育委員会)
内 容	清掃、防災、回覧、レクリエーションなど	講座、学級、学習など
財源(資金)	館費、支部費、補助金ほか	町教育委員会の一般財源
法的根拠	任意団体(法的根拠なし)	公民館法、社会教育法に準拠



## 2. 自治公民館の加入状況

### (1) 加入率の現状と推移



年度	H16 2004	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024
未加入世帯	2,462	3,272	3,375	3,496	3,666	3,800	3,876	3,959	4,003	4,122	4,209	4,374	4,448	4,485	4,684	4,872
加入世帯	6,818	6,896	6,897	6,933	6,973	6,962	6,995	6,958	7,020	6,984	7,015	6,969	6,979	6,969	6,877	6,737
(全世帯数)	9,280	10,168	10,272	10,429	10,639	10,762	10,871	10,917	11,023	11,106	11,224	11,343	11,427	11,454	11,561	11,609
加入率	73.5	67.8	67.1	66.5	65.5	64.7	64.3	64	64	63	62	61.4	61.1	60.8	59.5	58

(三股町H/P【住民基本台帳による行政区別人口・世帯数】から町民室が作成した『自治公民館加入率』の各年6月分を抜粋)

令和8年3月1日現在、三股町全体の自治公民館の登録団体数は30団体、加入世帯数は、6,575世帯で、加入率は56.6%となっています。

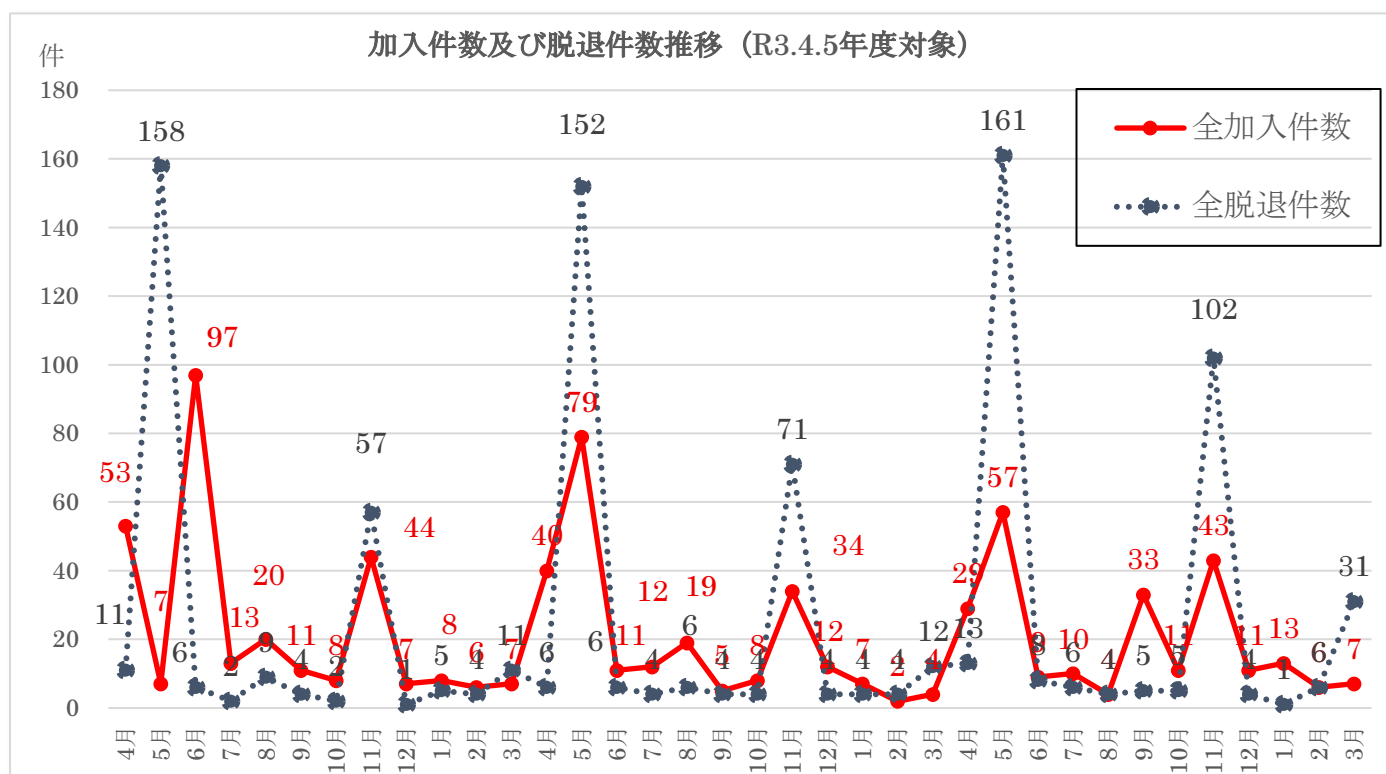
この数値は、本町が集計を取り始めた平成16年度の73.5%から、年々下がっています。

## (2) 加入率低下の要因

加入率低下の要因については、人口減少や高齢化、共働き世帯の増加など、様々な要因が考えられます。ここでは、近年の本町での特徴や未加入者からのお声を紹介します。

### ① 加入件数よりも脱退件数の方が多い

転入や転居により加入戸数は横ばいで推移しているものの、もともと加入していた会員が、まとめて脱退するケースも出てきています。支部長などからは、「脱退したい」という会員に対して公民館加入のメリットなどをうまく伝えることができなかった、などのお声もいただいています。



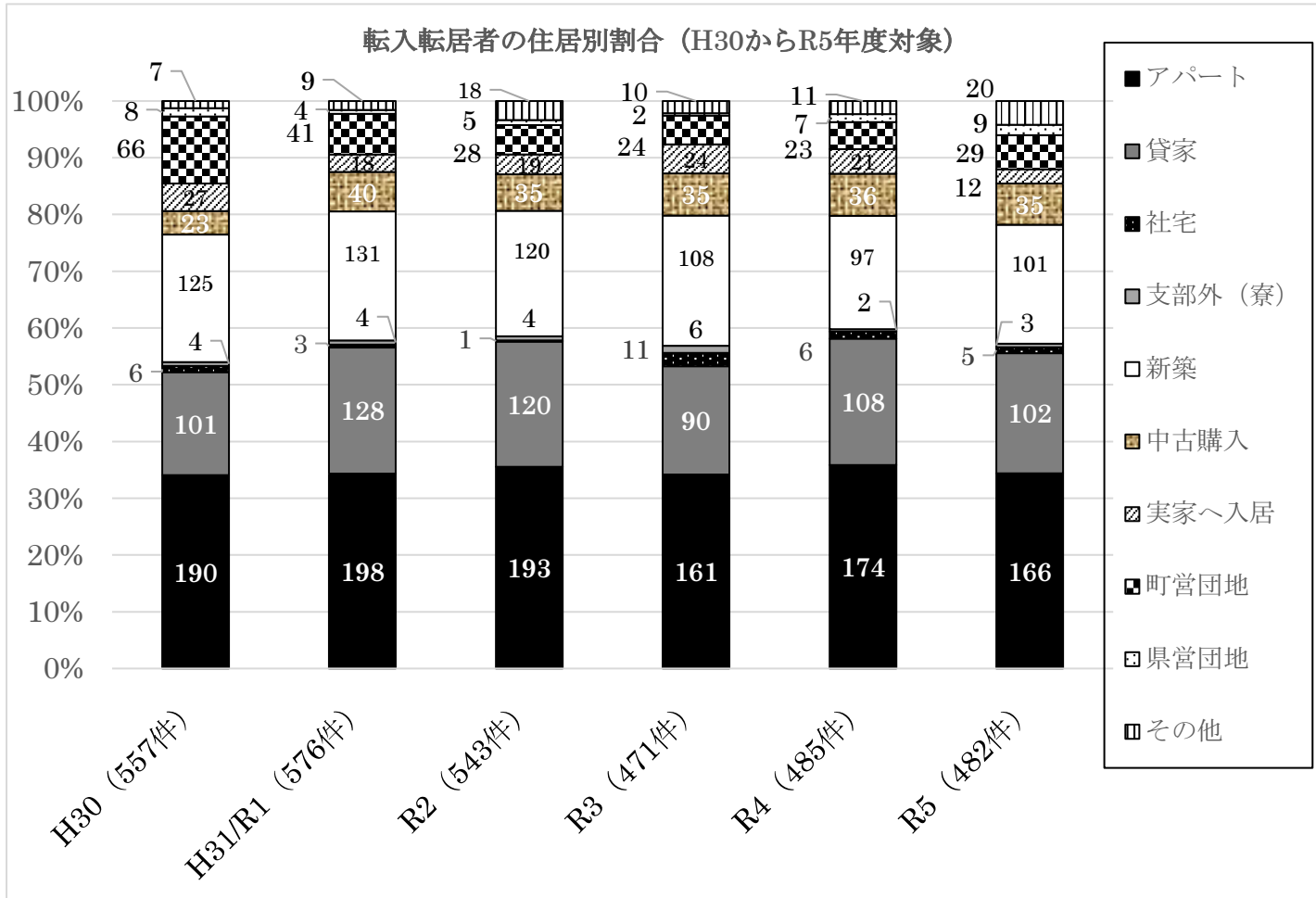
年度	R3 (2021) 年度												R4 (2022) 年度												R5 (2023) 年度												3年間の合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
全加入件数	53	7	97	13	20	11	8	44	7	8	6	7	40	79	11	12	19	5	8	34	12	7	2	4	29	57	9	10	4	33	11	43	11	13	6	7	747
全脱退件数	11	158	6	2	9	4	2	57	1	5	4	11	6	152	6	4	6	4	4	71	4	4	4	12	13	161	8	6	4	5	5	102	4	1	6	31	893

- ・全加入件数は『町民室月集計』より、全脱退件数は『支部加入・支部脱退名簿』より抜粋。
- ・□部分は行政支部名簿の調査月(年2回 5月・11月)のため、件数が多くなっている。

町民室月報集計によると、令和3年から令和5年までの3年間で、加入件数が747件、脱退件数が、893件となっており、146件加入世帯が減っていることが分かります。

## ② 転入・転居者は、アパートや貸家が多く、活動に関心の低い方が多い

転入・転居者の住居別割合を調査したところ、新築、中古購入などが一定数あるものの、アパート、貸家の割合が多く、加入率低下の要因となっていると考えられます。



町民室月報集計によると、平成30年から令和5年までの6年間で、転入転居者3,114件のうちアパート、貸家、社宅とこたえた方が、1,786件であり、全体の57.35%になります。

一般的に自治公民館活動（自治会活動）への関心の低い層が多く転入・転居していることも、加入率低下の要因と考えられます。

### (3) 加入しない主な理由

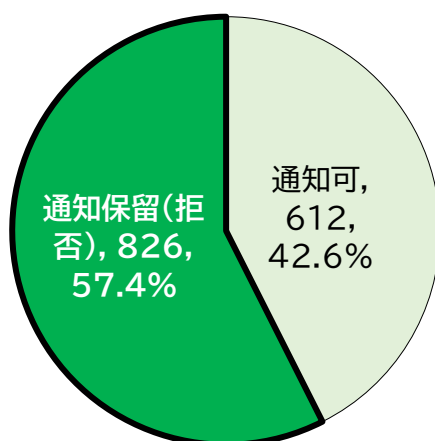
転入・転居者が、役場窓口で届け出を済ませると町民室に案内されます。町民室において、住んでいる地区の自治公民館や支部についての説明を受けます。その後、転入・転居者の個人情報を館長や支部長に通知してよいか伺います。その際に、「通知保留」と選択した方の理由を町民室で伺っています。

町民室月報による令和3年から令和5年までの3年間で、町民室窓口で案内した1,438件については、以下のとおりとなっています。

Q:あなたの氏名、連絡先などを公民館長や支部長に教えてもいいですか？

A:いいですよ。(通知)

A:いや、教えなくてください。(通知保留)



Q:よろしければ、通知保留の理由を教えてくださいませんか？

理由	件数	割合(%)
① 同居の家族などが既に参加している。	28	3.4
② 家族と相談してから。	28	3.4
③ アパート・貸家などに入居のため。(近い将来、転居を予定している。)	640	77.5
④ 仕事や子育て、介護などで行事への参加が難しい。	1	0.1
⑤ ひとり暮らしや共働きのため、役員ができない。	0	0.0
⑥ 公民館費・支部費の支払いが難しい。	1	0.1
⑦ 理解できない制度があるため。(例えば、行事不参加時の罰金など)	0	0.0
⑧ 以前は加入していたが、疑問を感じ脱退したため。	1	0.1
⑨ 人付き合いが苦手なため。	1	0.1
⑩ 支部に参加しなくても、不都合がないため。	9	1.1
⑪ 転入・転居の手続きに代理で来たため。	0	0.0
⑫ その他 (多くは、支部長に直接相談するので、公民館長や支部長へは通知不要との申し出による。)	117	14.2
合計	826	100

### 3. 加入の呼びかけの進め方(例)

#### (1) 呼びかけ手順

地域へ転入してきた方へ、加入を呼びかける際に、次のポイントを確認し、効果的な加入促進を実践しましょう。

##### 自治公民館の役割を再認識しましょう。

- ・自治公民館の役割を再認識し、役員間で認識を共有しましょう。
- ・活動内容を2～3つ説明できるように資料などがあれば準備しましょう。
- ・自治公民館への加入の呼びかけには、熱意をもってのぞむようにしましょう。

#### (2) 訪問手順

訪問する際は、自治公民館への加入を強制するのではなく、一人一人の力が、地域づくりを支える力となることを伝えることが大切です。自治公民館加入の必要性・重要性を理解、納得してもらい、自発的に加入してもらうことが重要です。

##### 訪問人数

- ・できれば2～3人（可能な限り支部長以外にも公民館役員が同行しましょう。）
- ・数名で訪問する際、女性が同行することにより相手の受ける印象も和らぐため、話がしやすくなるかもしれません。

##### 訪問時間帯

- ・相手の応対可能な時間帯を考慮しましょう。（夜間はなるべく訪問しない。）
- ・お仕事をされている場合、休日の午前中はゆっくり休んでいることが多いため、訪問をさけた方がよいかもしれません。

#### (3) 集合住宅居住者への加入呼びかけ

集合住宅の居住者は、自治公民館活動に関心が低くなりがちです。集合住宅には分譲や賃貸などの種類があり、また、住む方は、子育て中の世帯や学生、単身世帯など様々なので、それぞれの対応が必要となります。以下に一例を示します。

##### 賃貸マンション・アパートの場合

- ・マンションやアパートの周りの清掃など、負担の少ない範囲でできることから自治公民館の活動に参加してもらえるようにしましょう。
- ・火事や地震、台風などの際には、自治公民館活動で、ご近所が顔見知りになっておくことで、助け合えることなどを説明しましょう。

#### (4) 学生・短期居住単身者への加入呼びかけ

学生や短期居住者は、自治公民館活動に関心が低くなりがちです。加入の呼びかけに苦慮します。居住期間中に、もしものことがあったら地域のつながりがあるからこそできることを伝え、できる範囲で活動に参加してもらうよう働きかけることが大事です。

##### 学生・短期居住単身者の場合

- ・いざ、という時のための自治公民館の役割の重要性を理解してもらいましょう。
- ・活動には、それぞれ個人の事情に合わせて参加できることを伝えましょう。

#### (5) 事業者に対する働きかけ

事業者に対しても同じ地域の一員として、加入を依頼しましょう。地域の情報は、事業者にとっても大切なもので、いざというときの協力体制が築けることはお互いのメリットになることを認識してもらいましょう。

##### 事業者の場合

- ・事業者には、六月灯などの行事への参加や、協賛などの方法で地域に貢献していただくようお願いしましょう。また、清掃活動などもお知らせ

### 4. 一般的な想定質問とその回答例

加入の呼びかけなどのときに、相手から質問されることがあります。加入していただくには、相手の質問にしっかり応え、理解してもらうことが重要です。

ここでは、想定質問とその回答例となります、あくまでも一般例ですので、各自治公民館、各支部に応じてご活用ください。

Q1. そもそも自治公民館、自治会活動って何ですか？

A1. 住民によって管理・運営され、地域課題について学習したり、集い語り合ったりする「学びの場」や「集いの場」である自治公民館活動を行うとともに、地域の安心・安全を自主的に担い、良好な生活環境に取り組む清掃や防災などの自治会活動を行う任意団体です。

Q2. 自治公民館って町内にいくつあるんですか？加入率はどうなっていますか？

A2. 町内には、地域ごとに30の自治公民館、224の支部があります。加入世帯数は、令和6年6月現在で、6,737世帯、加入率は、58.0%です。

Q3. 自治公民館の区域って何を基準に区切られているんですか？

A3. 基本的には、自治公民館の区切りは、接する各自治公民館長の同意、支部の区切りは、接する各支部長の同意により、住民同士で決めています。特に明確な基準はありませんが、大きな道路や川などを境にするなど、地域の広さ、加入戸数もさまざまです。

Q4. 自治公民館ってどんな活動をしているんですか？

A4. 自治公民館では、六月灯や、敬老会などの行事を通じて会員相互の親睦を図りながら、自治公民館（支部）が設置したごみステーションの維持管理、地域の清掃活動などを行っており、安心・安全なよい良い地域づくりを行っています。



Q5. 自治公民館において親睦活動を行う  
メリットは何ですか？

A5. 六月灯などの地域住民が交流を深めるイベントなどによって、近隣住民が顔見知りになり、コミュニケーションが図られることにより、日常における支え合いや助け合いにつながっていきます。

特に、地震や台風などの災害の際には、近くに顔見知りの人がいるということは、救助の大きな力となります。



Q6. 自治公民館と町の関係は？

A6. 自治公民館は、地域住民で組織した任意の団体です。町が推進する「町民との協働によるまちづくり」の大切なパートナーとして、協力・連携しながら明るく住み良いまちづくりに取り組んでいます。また、町は、自治公民館長を行事務連絡員として委託し、回覧や広報誌などによる周知事務を行っています。さらに、自治公民館の運営費や、活動拠点施設の整備や大規模修繕などに対し、町から補助金が交付されており、まちづくりにおいて、お互いを補完する関係にあります。

Q7. 税金を払っているのだから、町が地域のことをしてくれるのではないのですか？

A7. 地域での日ごろの支え合いや災害時の助け合いができる環境づくりは、町だけでできることではありません。自治公民館が主体となって、地域の実態に沿った方法で身近な課題に取り組み、行政の行き届かない部分を補うことで、きめ細かなまちづくりができます。

Q8. 自治公民館や支部の会費はどのように使われているのですか？

A8. 皆様からお預かりする館費や支部費は、自治公民館全体で行う清掃活動時のお茶やごみ袋代、六月灯などの親睦のためのイベントの際の費用、子ども会や青壮年会、さんさんクラブ（高齢者クラブ）などの活動に補助を行ったり、自治公民館（支部）が設置したごみステーションの維持管理費、活動拠点となっている施設の電気代や修繕費などに使われています。会費の使い方は毎年の自治公民館総会により会員の皆さんの承認を得て決定しています。



※ここで、自分の地区や支部の会費(館費、支部費)がいくらなのか、何に使われているのか、調べてみましょう！

項目	月額	年額		何に使われているのか。
館費(区費)	( )円	( )円	⇒	
支部費	( )円	( )円	⇒	
連協費	( )円	( )円	⇒	
消防団後援会費	( )円	( )円	⇒	
日本赤十字協力費	( )円	( )円	⇒	
赤い羽根共同募金	( )円	( )円	⇒	
社会福祉協議会費	( )円	( )円	⇒	
( )費	( )円	( )円	⇒	
( )費	( )円	( )円	⇒	
( )費	( )円	( )円	⇒	
合計	( )円	( )円		

Q9. 自治公民館の役員に報酬は出ているのですか？

A9. 館長、副館長や会計、支部長などの役員は、地域をよくしたいという思いで活動をしていただいています。各自治公民館で違いはありますが、報酬を支払っています。

Q10. 自治公民館の会費は誰が管理しているのですか？

A10. 館費については、自治公民館の会計を担当する方が適正に管理しています。収入や支出の内訳などは、毎年の総会などで会員に公開され、承認を得ています。

Q11. 自治公民館には、会費以外に収入はあるのでしょうか？

A11. はい、会費以外に収入があります。自治公民館による活動全般に対する町からの補助金や、回覧板や広報誌による行政情報の伝達に対する町からの交付金、資源ごみ回収奨励金、また、施設の使用料(自治公民館以外の人を使用する場合など)、イベント時の寄附金などがあります。



Q12. 個人情報についてはきちんと管理されているのですか？

A12. 皆様から提供いただいた個人情報は、会員名簿などに使用していますが、自治公民館の管理運営、会員の親睦、緊急時の安否確認など、目的の範囲内での利用に限定し、適正に管理しています。法令などの定めがある場合を除き、外部に提供することはありません。

一方で、個人情報の提供に関する同意書をいただいた館長や、支部長は、支部内に、新しい転入者は転居者があった場合には、館長や支部長の氏名や連絡先を転入者などに提供しています。

Q13. 自治公民館には入らないといけないのですか？

A13. 加入は強制ではありません。しかし、防災・防犯や子どもの見守りなど、生活に密着した課題に隣近所の助け合いが必要です。また、防犯灯の維持管理なども自治公民館で行っています。ぜひ加入してください。

Q14. 自治公民館に加入すると、どんなメリットがありますか？

A14. 自治公民館は、加入者が自分たちの住む地域をより良くするために考え、力を出し合って活動している組織です。活動の結果、安心・安全で住み良い地域となることが最大のメリットといえます。より良い地域づくりは、多くの皆様の参加により実現します。ぜひお力をお貸してください。

Q15. 高齢となったので自治公民館をやめたいのですが。

A15. 年齢を重ねるほど、地域での支え合いや人とのつながりが必要となります。活動については、できる範囲でかまいませんので、ぜひ引き続き加入・参加ください。また、年齢によっては、役員免除や館費の免除などの制度のある自治公民館などもあります。

Q16. 学生なので、自治公民館に加入しなくてもよいですか？

A16. 学生も地域で生活する一人として、ぜひ加入ください。地震や台風などで避難が必要な時など、地域で安心して暮らしていくためにも大切なことです。これから社会に出ていく中で、地域の自治公民館活動での経験は、きっと役に立つと思います。各種イベントにも協力して下さると大変助かります。

Q17. 単身で帰りも遅く、自治公民館活動に参加できないのですが。

A17. 地域で生活する一人として、ぜひ加入ください。休日の行事、六月灯などのイベントなど、できる範囲でかまいません。参加いただくと、近所に顔見知りができ、何か困った時に皆で支え合えるはずです。

Q18. この地域に長く住まないのですが。

A18. お住まいの期間中だけでも、地域で生活する一人として、ぜひ加入ください。災害などはいつ発生するかわかりません。いざという時のためにも、日ごろから地域での交流をもつことにより安心して暮らせる環境をつくりましょう。館費などは、基本的に月額制なので、お住まいの期間に応じてお納めいただければ大丈夫です。

Q19. ごみステーションはどこが管理しているのですか？

A19. 自治公民館（支部）が設置したごみステーションを、管理しています。修繕費などの維持管理にかかる費用は、支部費から賄っています。



Q20. 自治公民館に加入しなくてもごみステーションを使用できますか？

A20. 現在、自治公民館（支部）が管理するごみステーションに、加入していない方が利用する場合は、原則として管理者である支部長等の許可が必要となります。

Q21. 近所に、カーブミラーを設置してほしいところがあるのですが。

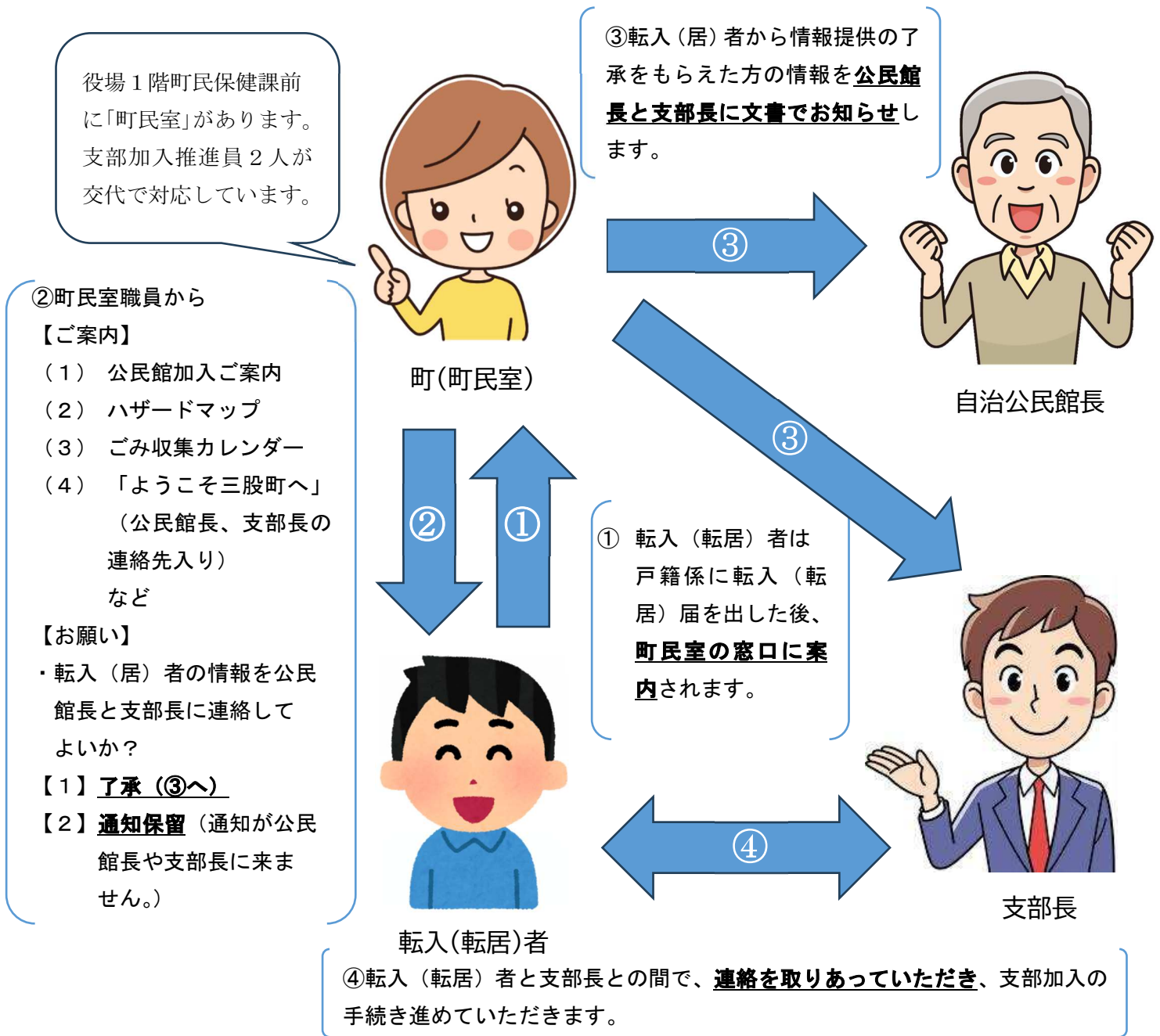
A21. 事故が起きてからでは遅いですね。お気づきの箇所があれば、まずは、支部長や自治公民館に相談ください。自治公民館を通して交通安全協会三股支部の地区委員長がとりまとめ地区要望を町に提出します。町は、協会と連携しながら、緊急度などを総合的に判断し、設置することになります。



## 5. 加入促進の取り組み

### (1) 支部加入推進員による加入促進について

転入・転居者に対しては、町民室の支部加入推進員が、公民館加入の推進を行っています。  
以下にフロー図をお示しします。



支部長への連絡について「通知保留」とした人の理由は、以下の通りとなっています。ほとんどの理由が、「アパート・賃貸等に入居のため」となっています。

※【2】通知保留の理由は以下のようになっています。(令和6年度実績 315件)

①アパート・貸家等に入居のため(近い将来、転居を予定している。)	248件
②家族と相談してから	13件
③支部へ加入しなくても不都合がないため	9件
④同居の家族等が既に参加している	6件
⑤仕事や子育て、介護等で行事への参加が難しい	1件
⑥理解できない制度があるため(例えば行事不参加時の罰金)	1件
⑦その他(多くは支部長に直接相談するので、公民館長や支部長へは、通知不要との申出による)	37件

## (2) 三股町、三股町自治公民館連絡協議会及び都城宅地建物取引業共同組合による「自治公民館加入促進に関する協定」を締結

平成27年8月、自治公民館への加入を促進するため、三股町と三股町自治公民館連絡協議会は、都城宅地建物取引業共同組合と三者で協定を結び、同組合の不動産業者が、町内の集合住宅などをあっせん、契約する際に、口頭やチラシで公民館加入を促すものとなっています。



協定締結後、握手する三股町自治公民館連絡協議会 栗畑会長(左)、木佐貫町長(中央)、都城宅地建物取引業協同組合の兒玉理事長(右)(平成27年8月 三股町役場にて)

## 6. 資料集

### (1) 三股町まちづくり基本条例

(平成 24 年 12 月 28 日条例第 24 号)

改正 平成 25 年 3 月 26 日条例第 17 号

#### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 4 条)
  - 第 2 章 まちづくりの基本原則(第 5 条－第 8 条)
  - 第 3 章 まちづくりの主体における権利と役割
    - 第 1 節 町民の権利と責務(第 9 条・第 10 条)
    - 第 2 節 地域コミュニティ、町民活動団体及び事業者の役割(第 11 条－第 15 条)
    - 第 3 節 町役場の役割(第 16 条－第 18 条)
  - 第 4 章 参加と協働のまちづくりを行うための仕組み
    - 第 1 節 情報の公開、提供及び説明責任(第 19 条・第 20 条)
    - 第 2 節 町民等の町政への参加の機会確保(第 21 条－第 24 条)
    - 第 3 節 参加と協働のまちづくりを行うための町政運営(第 25 条－第 27 条)
  - 第 5 章 まちづくりの主体による協働の推進(第 28 条－第 31 条)
  - 第 6 章 町議会及びその他の機関との連携
    - 第 1 節 町議会との関係(第 32 条)
    - 第 2 節 その他の機関との連携(第 33 条)
  - 第 7 章 条例の見直し(第 34 条)
  - 第 8 章 補則(第 35 条)
- 附則

三股町は、高千穂の峰をはじめとする雄大な霧島山系を眺望する都城盆地の南東に位置し、鰐塚山系の緑豊かな山々をいただきながら山系に源を発する多くの清流が町民の生活を潤すとともに、宮崎を代表するつつじの名所、椎八重公園や桜の名所、上米公園などの花の名所が点在する「花と緑と水」のまちである。ここに、棒踊りをはじめ各地域ごとに特色のある伝統や文化、芸能を脈々と受け継いで人々が暮らしてきた。

そして、全国的に市町村の合併が進む中、単独町政を自ら選択し、古くから受け継いできた伝統文化やかけがえのない自然を大切にしながら、先人達の自治への取組を礎に私たちの町が持つ潜在力を町民の英知と創意で引き出し、活力と魅力にあふれた自主、自立のまちづくりを町民と町役場との協働により目指すこととした。

今日、地域のことは地域の責任のもとに決定し、個性豊かな地域を実現しようとする社会の到来を目指そうとしている。今後のまちづくりは、町民一人一人がまちづくりの構成員であることを自覚し、人と人とのつながりをはぐくみながら主体的にまちづくりに参加していくとともに、町民、町役場は、それぞれの立場を尊重しながら「自助」、「共助」、「公助」の考えを基本に相互に補いながら協働してまちづくりに取り組んでいく必要がある。

そこで、地方分権の時代における三股町のまちづくりの確立を目指すために地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく二元代表制のもとに、まちづくりに関する基本原則や町民の参加、協働の仕組みを定め、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するために、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、自立と協働でつくる元気なまち三股を実現するため、法の規定に基づく二元代表制のもと、まちづくりに関する基本原則を明らかにするとともに、町民等及び町役場の役割や責務等を定めることにより町民等が主体的に参加する協働のまちづくりを推進することを目的とする。

### （この条例の位置づけ）

第2条 この条例は、まちづくりの基本となる条例であり、町民等及び町役場は、法令等に違反しない限りにおいて、この条例の趣旨を尊重してまちづくりを進めるものとする。

2 町役場は、条例、規則等の制定、改正及び総合計画や重要な計画の策定、改定、実施に当たっては、法令等に違反しない限りにおいて、この条例で定める事項との整合性を図るものとする。

### （まちづくりの主体）

第3条 この条例におけるまちづくりの主体とは、町民、地域コミュニティ、町民活動団体、事業者及び町役場のそれぞれをいう。

### （基本となる用語）

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 伝統文化や自然を大切にしながら、協働による快適に安心して暮らすことのできる豊かな地域社会をつくるための公共的な取組（法に規定する選挙権に関すること、直接請求や住民投票これらに類するものを除く。）をいう。
- (2) 町民 本町の区域内に住所を有する個人をいう。
- (3) 地域コミュニティ 本町の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて住み良い地域社会をつくることを目的に自主的に活動する団体をいう。
- (4) 町民活動団体 営利、宗教及び政治を目的とせず福祉、文化及びスポーツなど一定の目的を持った公益性のある活動を町内を中心に行う者（本町の区域内に主たる事務所を有する者）をいう。
- (5) 事業者 本町の区域内において営利又は非営利（前号の規定に関するものを除く。）を目的として主たる事務所等を有し、事業を行う者をいう。
- (6) 町役場 町長その他の町の行政機関をいう。
- (7) 町民等 町民、地域コミュニティ、町民活動団体及び事業者のまちづくりの主体をいう。

(8) 協働 町民等と町役場が対等の関係でそれぞれの役割分担に基づき連携し、協力しながら、まちづくりの推進及び地域社会の課題の解決を図る公共的な行動をいう。

## 第2章 まちづくりの基本原則

(町民自治の原則)

第5条 町民等は、まちづくりに自主的に参加することにより、町民等が主体のまちづくりを行うものとする。

(情報共有の原則)

第6条 町民等及び町役場は、まちづくりの推進のためにそれぞれが保有する情報について、法令等の範囲内で公開又は提供並びに共有を図るように努めなければならない。

(参加の機会確保の原則)

第7条 まちづくりに町民等の意向を反映させるため、町役場は、町民等の参加の機会を確保しながらまちづくりを進めていくことを基本とする。

(協働の原則)

第8条 町民等及び町役場は、お互いに創意工夫しながら協力してまちづくりを行うものとする。

## 第3章 まちづくりの主体における権利と役割

### 第1節 町民の権利と責務

(町民の権利)

第9条 町民は、まちづくり(法に規定する選挙権に関する事、直接請求や住民投票これらに類するものを除く。)に参加することができる。

2 町民は、まちづくりについて意見を表明し、又は提言することができる。

3 町民は、町役場が保有するまちづくりに係わる情報の提供を法令等の範囲内において受けることができる。

(町民の責務)

第10条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、まちづくりに積極的に参加するように努めるものとする。

2 町民は、まちづくりへの参加に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つとともに個々の立場を互いに尊重しながらまちづくりの推進に努めるものとする。

### 第2節 地域コミュニティ、町民活動団体及び事業者の役割

(地域コミュニティの役割)

第11条 地域コミュニティは、その構成員の意見を取りまとめながら、地域自治の担い手として主体的なまちづくりに努めるものとする。

2 地域コミュニティは、町役場や他のまちづくりの主体との交流及び連携を図り、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(地域コミュニティ活動への参加)

第12条 町民は、地域の意見を反映し、まちづくりを多様に支えることができる地域コミュニティの役割を認識し、そのコミュニティへの参加に努めるものとする。

(町民活動団体の役割)

第13条 町民活動団体は、自らの目的に沿った活動を通して、地域社会の一員として町役場や他のまちづくりの主体との交流及び連携を図り、地域の課題解決に向けて協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(町民活動団体の活動の尊重)

第14条 町民は、福祉、文化、スポーツなど地域における多様なつながりを基礎とした、自発性及び自主性を基本とする町民活動団体の役割を認識し、これを尊重するように努めるものとする。

(事業者の協力)

第15条 事業者は、地域社会の一員として社会的責任を認識するとともに、地域の公益的な活動に協力しながらまちづくりの推進に努めるものとする。

### 第3節 町役場の役割

(町長の役割)

第16条 町長は、町の代表者として公正かつ誠実なまちづくりを行うとともに、町民等の意向の反映と協働による町政の運営に努めなければならない。

(町の行政機関の役割)

第17条 町の行政機関は、まちづくりに関する町民等の意見及び提案を総合的に検討し、まちづくりに反映させるように努めなければならない。

(町職員の役割)

第18条 町職員は、全体の奉仕者であることを自覚するとともに、この条例を尊重しながら町民等と協働してまちづくりに努めなければならない。

2 町職員は、自らが地域社会の一員として積極的に地域の公共的活動に参加するように努めるものとする。

## 第4章 参加と協働のまちづくりを行うための仕組み

### 第1節 情報の公開、提供及び説明責任

(情報の公開及び提供)

第19条 町役場は、町民等の参加によるまちづくりを推進するために、法令及び三股町情報公開条例（平成13年三股町条例第3号）で定めるところにより、町役場の保有する情報を公開し、及び提供しなければならない。

2 町役場は、情報の公開及び提供に当たっては、分かりやすい表現を用いて町民等に理解されるように努めるとともに、法令等に基づいて個人や団体の権利及び利益が侵害されることのないように措置しなければならない。

(説明責任)

第20条 町役場は、まちづくりの基本となる重要な施策の決定について、町民等から説明の要請があったときは、分かりやすく説明しなければならない。

### 第2節 町民等の町政への参加の機会確保

(計画策定等と施策実施時における参加の機会確保)

第21条 町役場は、総合計画やまちづくりの基本となる重要な施策及び条例の制定及び改定に当たり、町民等の参加する機会の確保に努めなければならない。

2 町役場は、施策の実施に当たっては、町民等の参加する機会の確保に努めなければならない。

(参加の方法)

第 22 条 町役場は、前条第 1 項に規定する参加の機会を確保するため、次に掲げる方法を必要に応じて行うものとする。

- (1) 審議会等
- (2) ワークショップ
- (3) パブリックコメント（町民等からの意見聴取）
- (4) アンケート
- (5) 町民座談会
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が別に認めた方法

(委員の公募)

第 23 条 町役場は、審議会等の委員の選任に当たっては、委員を公募するよう努めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。

- (1) 法令等で委員の資格要件が定められている審議会等
- (2) 特定の個人及び団体の非公開情報及び行政処分に係る審議会等
- (3) 専門的知識が要求される審議会等

(意見等の広聴)

第 24 条 町役場は、まちづくりに対する町民等からの要望、提言及び意見を広く聴きながら施策への反映に努めるものとする。

### 第 3 節 参加と協働のまちづくりを行うための町政運営

(総合計画等によるまちづくり)

第 25 条 町役場は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため総合計画を策定してまちづくりを推進するとともに、計画の策定に当たっては、この条例にのっとり行わなければならない。

2 総合計画は、新たな行政需要にも対応できるように検討を加え、必要な見直しを行うことができる。

3 町役場は、まちづくりに関する各行政部門ごとの計画を策定し、及び条例を制定する場合は、法令等に違反しない限りにおいて総合計画との整合性に配慮しなければならない。

(財政運営)

第 26 条 町役場は、自主自立のまちづくりを進めるために健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。

2 町役場は、総合計画を踏まえた予算編成及び執行に努め、効率的な財政運営に努めなければならない。

3 町役場は、町の財政状況について分かりやすく公表しなければならない。

(助け合い体制の構築)

第27条 町役場は、あらゆる災害から町民の生命及び財産を守るため、町民等やその他関係団体との連携及び協力を図るとともに、地域の相互支援による助け合い体制の構築に努めなければならない。

#### 第5章 まちづくりの主体による協働の推進

(各主体の連携・協力)

第28条 まちづくりの各主体は、第8条の協働の原則に基づきそれぞれの役割を認識し、まちづくりに努めるものとする。

(活動に対する支援・育成)

第29条 町役場は、地域コミュニティや町民活動団体の自主性、自立性を尊重し、これらの団体がまちづくりの主体として活発に活動できる環境の整備に努めるものとする。

2 町役場は、町民や前項の団体のまちづくりに参加する意識の啓発を図るものとする。

(町民等からの協働のまちづくりの提案)

第30条 町民等は、協働のまちづくりに関する施策や具体的な事業に関する提案及び意見(以下「提案等」という。)を町役場に提出(法に規定する選挙権に関すること、直接請求や住民投票これらに類するもの及び第24条の規定に関するものを除く。)することができる。

2 町役場は、町民等が容易に提案等を提出できるよう必要な措置を講じるものとする。

3 町役場は、提案等の内容について事実関係を調査し、検討結果を提案者に回答するとともに、提案等の内容及びその検討結果を公表するものとする。

(協働のまちづくり推進会議)

第31条 町民等の参加と協働によるまちづくりを推進するために、町長は、協働のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置し、次に掲げること(法に規定する選挙権に関すること、直接請求、住民投票やこれらに類することを除く。)について審議提言を求めるものとする。

(1) まちづくりへの参加及び協働のまちづくりに係る推進施策に関すること。

(2) この条例の運用状況に関すること。

(3) この条例の見直しに関すること。

2 町役場は、推進会議の内容を公表するとともに、その結果が今後のまちづくりへ反映するよう努めるものとする。

#### 第6章 町議会及びその他の機関との連携

##### 第1節 町議会との関係

(町議会との連携等)

第32条 町議会は、この条例の趣旨がまちづくりに適正に反映されているか独立の立場から監視及び検証に努めるものとする。

2 町議会は、政策論議、提案の充実を図ることにより町役場と連携しながらまちづくりに努めるものとする。

##### 第2節 その他の機関との連携

(近隣の自治体等との連携及び協力)

第33条 町役場は、共通及び広域的な課題に対して県や近隣の自治体等との情報交換により相互理解を図るとともに、必要に応じて連携し、及び協力してまちづくりに努めるものとする。

#### 第7章 条例の見直し

(条例の見直し)

第34条 この条例は、社会経済情勢の変化、まちづくりの進捗状況等を勘案して必要に応じて見直しを行うものとする。

2 町役場は、前項の見直しを行うに当たっては、町民等の意見を聴取するとともに適切に反映させなければならない。

#### 第8章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に際し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

#### 附 則(平成25年3月26日条例第17号)

この条例は、平成25年6月28日から施行する。

### (2) 三股町自治公民館加入促進に関する協定書(平成27年8月締結)

三股町自治公民館連絡協議会(以下「甲」という。)、都城宅地建物取引業協同組合(以下「乙」という。)及び三股町(以下「丙」という。)は、三股町内の自治公民館への加入促進に関し、次に掲げる目的を推進するため協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、「自助・共助・公助」のバランスのとれた町民との協働によるまちづくりの推進のため、地域コミュニティの根幹である自治公民館への加入促進に関して、甲、乙及び丙が相互に連携するとともに協力関係を構築し、地域社会の発展に資することを目的とする。

(協定事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達するために相互に協力するものとし、それぞれの役割は、次のとおりとする。

(1) 甲は、構成員である自治公民館に対し、本協定の目的等を周知し、その意義が正しく理解されるよう努めるとともに、積極的に自治公民館加入促進に取り組むこと。

(2) 乙は、構成員である会員に対し、本協定の目的等を周知し、物件の販売、管理、仲介等の新規契約又は継続契約時において、自治公民館への加入を積極的に行うよう促すとともに、自治公民館が行う加入促進の取組が円滑に行われるよう努めること。

(3) 丙は、町民に対し、自治公民館が行う地域活動に関する情報を適宜提供し、自治公民館への加入啓発に努めること。

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれかから何らかの申出がないときは、同一条件をもって、満了の翌日から1年間ごとに更新するものとする。

(その他)

第4条 本協定に定める事項又は定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の三者で協議し、定めるものとする。

本協定の成立の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年8月26日

甲	三股町自治公民館連絡協議会
	会長 栗畑利博
乙	都城宅地建物取引業協同組合
	理事長 兒玉修一
丙	三股町
	町長 木佐貫辰生

### (3) 三股町自治公民館加入促進条例

(令和8年3月23日条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、三股町まちづくり基本条例（平成24年三股町条例第24号）に掲げる基本理念に基づき、安全で住みやすく、個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会の実現をめざして町と協働で活動を推進する自治公民館への加入及びその活動への参加（以下、「自治公民館への加入等」という。）に関し、町民、自治公民館、事業者及び町の役割を明らかにし、自治公民館への加入等を通じて地域住民の連帯感を高め、もって協働のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内の一定の区域に居住する者をいう。

(2) 自治公民館 町の区域内において、地縁によってつながりを持った町民が、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、地域住民の地縁に基づき形成された自治組織をいう。

(3) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。

(基本理念)

第3条 町民、事業者及び町は、次に掲げる事項を基本理念として、自治公民館とともに、町民の自治公民館への加入等を促進するものとする。

(1) 支え合い及び助け合いの精神に基づき、地域住民相互のつながりを強化すること。

(2) 地域住民の価値観及び自主性を尊重すること。

(3) 町民、自治公民館、事業者及び町は、それぞれの役割を認識し、相互の理解及び連携の下に協働すること。

(町民の役割)

第4条 町民は、一人ひとりが地域の一員であり、地域における安全・安心で快適な暮らしのために自治公民館が中心的な役割を果たしていることを理解し、自治公民館への加入及び自治公民館活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 町民は、地域における課題を共有し、住民同士の理解を深めるとともに、地域課題に関する意見や提案を行い、地域の発展に努めるものとする。

(自治公民館の役割)

第5条 自治公民館は、地域住民が自治公民館活動の重要性を十分に理解できるよう自治公民館活動の意義及び内容について説明を行い、地域住民の自発的な加入が促進されるよう努めるものとする。

2 自治公民館は、その活動に地域住民及び事業者が自主的かつ積極的に参加しやすいものとなるよう努めるものとする。

3 自治公民館は、その活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、自治公民館が果たす役割の重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治公民館活動に積極的に参加及び協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、町内に居住する従業員の自治公民館への加入及び自治公民館活動への参加に配慮するよう努めるものとする。

3 住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。）を行う事業者は、当該住宅に入居しようとする者に対して、自治公民館への加入啓発に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(町の役割)

第7条 町は、自治公民館に対する地域住民の理解と関心を深め、及び自治公民館の活動への地域住民の一層の参加が図られるよう広報活動、啓発活動その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 町は、自治公民館が自立的かつ効果的な活動を行うことができるよう情報の提供、助言などの運営支援を行うよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### (4) 三股町自治公民館加入促進条例検討委員会委員名簿

No	所 属	役 職	氏 名
1	三股町自治公民館連絡協議会	会 長	嶋 田 松 夫
2	三股町自治公民館連絡協議会	副会長	中 村 勇
3	三股町自治公民館連絡協議会	会 計	中 村 都史雄
4	さんさんクラブ三股	会 長	荒 武 公 治
5	三股町子ども会連絡協議会	会 長	米 村 勝 男
6	三股町PTA連絡協議会	会 長	長井 のぞみ
7	三股町壮年連絡協議会	会 長	指 宿 安 正
8	三股町女性団体連絡協議会	会 長	荒 武 八重子
9	三股町民生員・児童委員連絡協議会	会 長	下 村 勉
10	南九州大学（教養教育センター）	准教授	植 村 秀 人
11	Social.good.fellows（まちづくり団体）	代 表	伊 藤 郁 美
12	総 務 課	課 長	瀬 尾 真 紀
13	環境水道課	課 長	岩 元 勝 二
14	教 育 課	課 長	山 田 正 人

事 務 局

No	所 属	役 職	氏 名
1	企画商工課	課 長	鈴 木 貴
2	企画商工課	課長補佐	高 山 秀 栄

(5) 三股町自治公民館加入促進条例チラシ

令和8年  
4月1日  
施行

# 協働のまちづくりに向けて

## 『三股町自治公民館加入促進条例』 が制定されました

自治公民館は、安心して暮らせるまちを支える身近な地域の集まりです。  
今回、町民一人ひとりが自ら自治公民館の活動に関わることで、これからも  
安心して暮らせるまちをつくるために、この条例を制定しました。

### 基本理念

- ① 支え合い及び助け合いの精神に基づき、地域住民相互のつながりを強化すること。
- ② 地域住民の価値観及び自主性を尊重すること。
- ③ 町民、自治公民館、事業者及び町は、それぞれの役割を確認し、相互の理解及び連携のもとに協働すること。

### 自治公民館を支える4者の役割

<b>町民</b>  <p>地域の安心で快適な暮らしと、困った時に助け合える仲間をつくるため、積極的に活動に参加しましょう！</p>	<b>自治公民館</b>  <p>活動内容やその大切さを分かりやすく説明し、地域の皆さんや事業者が参加しやすい場づくりと情報発信に努めましょう！</p>
<b>事業者</b>  <p>公民館の大切さを理解し、地域活動に積極的に協力するだけでなく、従業員の参加にも配慮し、一緒にまちを支えましょう！</p>	<b>町</b>  <p>情報提供や相談対応、関係者同士の調整など、円滑に運営できるようにみなさんの活動を支援します！</p>

### 自治公民館の主な活動

 六月灯や、敬老会などの行事を通じて地域住民の親睦を図りながら、自治公民館が設置したごみステーションの維持管理、地域の清掃活動等を行っています。また、防災訓練など、災害等への備えも行っています。

 非常用

### 自治公民館に加入するには？

お住まいの地域の支部長さんもしくは公民館長さんへご相談ください。  
ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

地域を安心・安全に保つのは、この地域に住む私たちです。  
より良い地域づくりは、みなさんの協力から始まります。  
ぜひ積極的に活動に参加してください！



《問い合わせ先》

支部加入について	⇒ 三股町 総務課	☎ 0986-52-1112
自治公民館活動について	⇒ 三股町 教育課	☎ 0986-52-9311
条例やまちづくり全般について	⇒ 三股町 企画商工課	☎ 0986-52-1114

